

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1997／第31号

平成9年3月31日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

片栗(かたくり)



目 次

| | | |
|-------------------------|------------------------------|----|
| 特 集 | 廃棄物処理法改正案の要綱について | 1 |
| 平成9年度環境整備課産業廃棄物係主要事業の概要 | | |
| | 岐阜県衛生環境部環境整備課 | 6 |
| 平成9年度主要事業の概要 | | |
| | 岐阜市生活環境部環境総務課 | 7 |
| 特 集 | わがまちの産業廃棄物問題と対策 羽島市長 吉田三郎 | 8 |
| | 山県郡美山町長 長屋益雄 | 9 |
| 協会だより | 第15回通常総会 | 10 |
| 協会だより | 第4回・第5回理事会 | 12 |
| | 岐阜市人事異動（関係分） | 13 |
| 協会だより | 平成9年度事業方針 | 14 |
| 協会だより | 各委員会・新入会員の紹介 | 16 |
| 行政ニュース | 岐阜県環境づくり「設立記念大会」の開催 | 17 |
| トピックス | 先端技術学術講演会 | 18 |
| | 財岐阜県地球環境村ぎふ「シンボルマーク決まる」 | 19 |
| お知らせ | 特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会のお知らせ | 20 |
| | 岐阜県人事異動（関係分） | 21 |
| 編集後記 | | 22 |

表紙写真 カタ 片 栗

片栗という名称の語源についてはさまざまな説がありはっきりしない。万葉集では大伴家持の歌に堅香子の花とうたわれており、これが片栗のはなであるとされる。古くから人々の間に知られていたのは、その根（鱗茎）から良質のでん粉（片栗）がとれるからでもあった。

（写真提供・本巣郡巣南町花スタジオ。説明・世界文化社『茶花の図鑑』、より。）

廃棄物処理法改正案の要綱について

廃棄物処理法改正案は、3月28日の政府閣議で決定し、同日夕国会に提出された。これにより今後は国会審議を経て法改正の運びとなる。改正案の要綱を以下にご紹介します。

第1 改正の趣旨

産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の再生利用について許可に代わる認定制度の新設、廃棄物処理施設の許可の要件及び手続の明確化、最終処分場の維持管理積立金制度の新設、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講ずることとする改正を行うこと。

第2 改正の要点

1 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

1 多量に産業廃棄物を排出する事業者の処理計画における減量の視点の明確化

都道府県知事は、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができるものとすること。

2 廃棄物の再生利用に係る認定

(1) 再生利用の認定

厚生省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、当該再生利用の

内容が生活環境の保全上の支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合していること等について厚生大臣の認定を受けることができるものとすること。

(2) 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の特例

(1)の認定を受けた者については、都道府県知事の許可を受けないで、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとすること。ただし、廃棄物処理基準等の規定については、これを適用するものとすること。

2 廃棄物処理施設の設置に関する事項

1 生活環境影響調査書の添付等

廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画等を申請書に記載するとともに、当該申請書に当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとすること。

2 申請書等の告示・縦覧

都道府県知事は、政令で定める廃棄物処理施設について設置の許可の申請があった場合には、当該施設の設置の場所等を告示するとともに、申請書等を一月間公衆の縦覧に供するものとすること。

3 関係市町村の意見聴取等

都道府県知事は、2の告示をしたときは、

特 集

関係市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聽かなければならぬものとともに、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了後二週間以内に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができるものとすること。

4 許可要件の追加

廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可の要件とすること。

5 専門的知識を有する者の意見聴取

都道府県知事は、2の政令で定める廃棄物処理施設の設置の許可をする場合においては、あらかじめ当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聽かなければならぬものとすること。

6 許可の取消等

都道府県知事は、廃棄物処理施設の構造又は維持管理が技術上の基準又は申請書に記載された設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき、又は許可を受けた者が当該許可に付した条件に違反したときは、許可の取消ができるものとすること。

7 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出

一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村の長は、届出書の作成に当たっては、その設置に利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するとともに、届出書にはその設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとす

る。

3 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

1 維持管理義務

廃棄物処理施設の設置者は、技術上の基準とともに、申請書に記載された維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理をしなければならないものとすること。

2 廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の作成及び閲覧

2の2の政令で定める廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該施設等に備え置くとともに、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させるものとすること。

3 維持管理積立金

(1)維持管理積立金の積立て

特定最終処分場（厚生省令で定める最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者は、その埋立処分の終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了まで、毎年度、都道府県知事が厚生省令で定める基準に従つて算定し通知する額の維持管理積立金を環境事業団に積み立てなければならないものとすること。

(2)維持管理積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後維持管理を行う場合等は、維持管理積立金を取り戻すことができるものとすること。

(3)承継があった場合の取扱い

特定最終処分場の設置者について地位の承継があったときは、維持管理積立金は当該承継人が積み立てたものとみなすこと。

(4)許可の取消等

都道府県知事は、特定最終処分場の設置者

が(1)の積立てをしていないときは、許可の取消等ができるものとすること。

(5)環境事業団の業務の追加

環境事業団の業務として維持管理積立金の管理に関する業務を追加すること。

4 最終処分場の廃止の確認

最終処分場の設置者は、あらかじめ当該最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止できるものとすること。

4 廃棄物処理業者に関する事項

1 廃棄物処理業の欠格要件の追加

処理業の許可の欠格要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した者等を追加するとともに、欠格要件に係る法人の役員の範囲として、相談役、顧問等いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者を含むものとすること。

2 名義貸しの禁止

廃棄物処理業者は、自己の名義を持って、他人に廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならないものとすること。

5 産業廃棄物管理票制度等に関する事項

1 産業廃棄物管理票制度の適用範囲等

(1)特別管理産業廃棄物管理票制度の適用範囲

をすべての産業廃棄物に拡大すること。

(2)管理票の交付者は、委託した産業廃棄物の

運搬又は処分が終了したことを送付された管理票の写しにより確認するとともに、これを厚生省令で定める期間保存しなければならないものとすること。

2 電子情報処理組織の使用

(1)事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合において、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織（情報処理センターの使用に係る電子計算機と、事業者、運搬受託者及び処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続したもの）を使用してその運搬又は処分が終了した旨の報告を求め、かつ、その産業廃棄物の種類、数量等を情報処理センターに登録したときは、管理票の交付を要しないものとすること。

(2)運搬受託者又は処分受託者は、(1)により報告を求められた場合において、その運搬又は処分を終了したときは、電子情報処理組織を使用して情報処理センターにその旨を報告すること。

(3)(2)の運搬又は処分が終了した旨の報告を受けた情報処理センターは、電子情報処理組織を使用して事業者にその旨を通知するとともに、その情報をファイルに記録して厚生省令で定める期間保存し、及び都道府県知事に対し定期的に報告すること。

(4)事業者は、(3)の通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならないものとすること。

(5)情報処理センターは、厚生省令で定める期間内に(2)の報告を受けないときは、その旨を事業者に通知し、事業者は速やかに適切な措置を講ずるものとすること。

3 情報処理センター

(1)厚生大臣は、(2)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法第三十四条の法人を全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができるものとすること。

特 集

- (2)情報処理センターは、2の(1)の登録、2の(2)の報告等に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機等の使用及び管理並びにプログラム、データ及びファイルの作成等の業務（以下「情報処理業務」という。）を行うものとすること。
- (3)情報処理センターの役員等は、情報処理業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。
- (4)情報処理センターは、情報処理業務に関する業務規定を作成して厚生大臣の許可を受けるほか、毎事業年度、事業計画書等の許可を受け、事業報告書等を提出することとともに、情報処理センターに対する報告収集、立入検査、監督命令、指定の取消等その監督等に必要な規定を設けること。

6 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項

1 措置命令の対象の拡大等

- (1)廃棄物処理基準に適合しない処分により生活環境の保全上の支障が生ずる場合等において、都道府県知事及び市町村長がその支障の除去等のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命ぜることができる者として、当該処分を行った者に管理票の交付をしなかった者等（以下措置命令の対象となる者を「処分者等」という。）を追加すること。
- (2)措置命令を行う際には、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとすること。

2 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

- (1)都道府県知事及び市町村長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができるものとすること。この場合において、イに該当するときは、期限を

定めて当該支障の除去等の措置を講すべき旨等を公告するものとすること。

ア 1の命令を受けた処分者等が、期限までにその命令に係る措置を講じないと、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。

イ 過失がなくて支障の除去等の措置を命すべき処分者等を確知することができないとき。

(2)都道府県知事及び市町村長は、(1)の措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該処分者等に負担させができるものとすること。

7 産業廃棄物適正処理推進センターに関する事項

1 産業廃棄物適正処理推進センター

(1)厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るために自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人を、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができるものとすること。

(2)適正処理推進センターは次の業務を行うものとすること。

- ア 産業廃棄物の処理の方法等の点検又は改善のために必要な助言又は指導
- イ 産業廃棄物処分業者等に関する情報の収集及び事業者への提供
- ウ 産業廃棄物の適正な処理に関する事業者及びその従業員に対する研修
- エ 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動
- オ 6の2の支障の除去等の措置を講ずる都道府県等に対する産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力

(3)適正処理推進センター又はその委託を受けた者が2の協力の求めに応じて産業廃棄物の撤去等を行うときは、産業廃棄物処理業の許可は不要とする。

(4)適正処理推進センターに(2)の業務に関する基金を設けることとし、厚生大臣は基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとすること。

(5)適正処理推進センターに対する監督命令、指定の取消等その監督等に必要な規定を設けること。

2 適正処理推進センターの協力

都道府県知事は、6の2の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、当該措置の実施に協力を求めることができるものとすること。

8 罰則の強化

産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備すること。

9 その他所要の規定の整備を行うこと

大野町、北方町を中心とした苗の生産額は日本一です。また、切花は、神戸町、巣南町、岐阜市、高山市で多く作られています。平成6年には、岐阜県育成の切り花用新品種「ハイネス雅^{アヤシ}」が誕生しました。色は気品のある淡いピンク、花びらの枚数が多く日持ちがよく、とげが少ないので特徴です。

〔花言葉〕愛情

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行すること。

(1)2、3、5の3の(1)、6の1の(2)、6の2及び7 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(2)5(3の(1)を除く。)及び6の1の(1) 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 この法律の施行前に行われた廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可等について所要の経過措置を講ずるとともに、情報処理センターは必要な準備行為ができるものとすること。

3 厚生省設置法その他の関係法律について、所要の改正を行うこと。



平成9年度 環境整備課産業廃棄物係主要事業の概要

岐阜県衛生環境部環境整備課

1 産業廃棄物処理計画の策定

第五次産業廃棄物処理計画策定の資料とするため、産業廃棄物の発生状況、処理状況、リサイクル状況等の実態調査を実施する。

- ・9年度 廃棄物実態調査の実施（8年度実績）
- ・10年度 第五次産業廃棄物処理計画の策定

2 産業廃棄物適正処理の推進

岐阜県第四次産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の適正処理を図る。

3 廃棄物不適正処理対策事業

廃棄物の不適正処理に関する県民モニター等からの通報窓口、関係機関との連絡調整、行政措置方法について定めることによって、不適正処理の防止を図る。

- ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱の制定
- ・県民監視モニターの設置110人
- ・警察官OBの環境パトロール562人
- ・廃棄物不適正処理対策連絡会議の設置（各保健所）

4 廃棄物対策推進本部

最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また廃棄物の不法投棄の増加等の不適正な処理が大きな問題となるなど廃棄物対策は緊急の課題であるため、岐阜県廃棄物対策推進本部を設置して、廃棄物対策五原則に基づいた廃棄物対策を総合的、全局的に推進していく。

- ・平成8年4月9日設置
- ・本部長 知事、本部員 関係部局長

5 廃棄物問題検討委員会

現在行き詰まっている廃棄物問題について、県民の総意に基づき、打開策を真剣に見いだしていく必要があるため、専門家からなる委員会を開催し、率直な意見・示唆を得ながら廃棄物行政に役立てるとともに、県民に対しても広く廃棄物問題について理解を得ていく。

- ・平成8年11月19日設置

・座長 館 正知

6 適正処理監視指導

(1)排出事業所立入検査

保健所により計画的な立入検査を実施し、次の事項について監視指導を行う。

- ・排出事業者の「自己処理責任の原則」の徹底指導
- ・排出抑制、減量化の推進指導
- ・リサイクルの推進指導
- ・多量排出事業所及び特別管理産業廃棄物排出事業所に対して、産業廃棄物の処理に関する計画の作成指導及びその進行管理の徹底指導
- ・産業廃棄物の適正処理、適正委託及びマニアフェストの勵行の指導

(2)産業廃棄物処理施設立入検査

「岐阜県産業廃棄物に関する監視査察要綱」により、計画的な監視査察、立入検査等を実施する。

(3)不適正処理監視パトロール

「岐阜県産業廃棄物不適正処理防止パトロール実施要領」により、市町村、警察機関と緊密な連携を図り、計画的なパトロールを実施する。

7 県試験研究機関産業廃棄物の適正処理

排出事業者処理責任を適正に全うするため、県の試験研究機関（保健所を含む）で生じた有害汚泥及び引火性廃油、有害廃油を集積し、一括して処理委託する。

8 産業廃棄物対策基金の造成

産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応及び環境汚染を防止し、県民の安全な生活の確保と環境保全をはかることを目的として、平成2年に設置した「岐阜県産業廃棄物対策基金」について、10億円を目標額として、平成10年度までに造成する。

平成9年度主要事業の概要

岐阜市生活環境部環境総務課

1 はじめに

廃棄物問題については、最終処分場や中間処理場の確保難、不法投棄などの不適正処理が後を絶たず、大きな社会問題となっております。

岐阜市としましても最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地がますます困難となる中で、環境の快適性の創造や保全を図っていくとともに適正な処理のできる施設の確保や拡充に努めております。

以下、本市における産業廃棄物に関する事業計画の主なものを御紹介します。

2 岐阜県産業廃棄物対策基金

平成2年度から平成4年度の3か年計画で、(社)岐阜県環境保全協会、行政機関、排出事業者等からの拠出金により、3億円(将来的には10億円とする。)の造成を行ってきた。岐阜市においても393万円の出捐を行ってきた。

しかし、最近は産業廃棄物処理業者の倒産の危険性に加えて、金利低下によるその果実の減少、また先の阪神大震災の教訓として産業廃棄物処理施設の危機管理の必要性についての住民意識の高まり等から、基金の目的、事業に照らして現状の基金額では十分とはいはず、将来目標としてきた10億円基金造成が早急に必要と考えられ、平成8年度から3年間で造成をする。本市においても3か年で866万8千円を拠出する。平成9年度は288万9千円を出捐。

3 適正処理の推進

マニフェストの不正使用等産業廃棄物の不適正処理は後を絶ちません。立入検査等を通じ排出業者及び処理業者により産業廃棄物が適正に処理されていることを監視し、適正処理の推進を図る。

(1) 公共工事(岐阜市発注)から発生する産業廃

物の適正処理の推進

岐阜市が行う公共工事から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図る。

更に、公共工事から発生する建設廃材、木くずを中心、できる限り再(生)利用を行うよう指導する。

(2) 産業廃棄物不適正処理防止

産業廃棄物の野焼等の不適正な処理が多く見られ、苦情が絶えない状況である。そのことが廃棄物処理全体に対する不信感をもたらしている一因となっている。そこで、適正処理が行われるよう厳しい措置で臨む。

(3) 特別管理産業廃棄物排出事業所及び特別管理産業廃棄物を取り扱う処理業者の指導

(4) 排出事業者の指導

立入検査等により産業廃棄物の適正な処理が行われるよう指導に努める。また、排出される産業廃棄物について適宜溶出試験を行う。

多量に産業廃棄物を排出する事業場(年間排出量1000t以上)を対象に産業廃棄物処理計画の策定指導を行う

(5) 処理業者の育成指導

優良な処理業者の育成指導を図る。

(6) マニフェストの使用徹底

(7) 不法投棄の防止

4 廃棄物処理体制の整備

業界団体の育成指導

・(社)岐阜県環境保全協会

・財)地球環境村ぎふ

・岐阜市産業廃棄物処理推進協議会

5 その他

(1) 最終処分場周辺の井戸水検査

(2) 産業廃棄物情報管理システムの更新

わがまちの産業廃棄物問題と対策

廃棄物処理に思うこと



羽島市長 吉田三郎

私儀、平成8年12月に羽島市長に就任いたしましたが、8年3月までは市の民生部長として環境問題に、いささかながら携わってまいりました。その経験と、市長として市内の各地域に出向きました折に感ずるのは、ゴミ処理をはじめとする環境問題に対する住民の方々の関心の高まりであります。

当市におきましては、平成4年10月から本格的なゴミの分別収集を開始し、各地域に設けられたゴミ集積ステーションには、自治会の役員さんが立ち番をされ、正しいゴミ出しルールの徹底を図っています。しかしながら、各家庭から出されるゴミの量は、生活様式や感覚の変化により年々増加し、ゴミの質についてもビニールやプラスチック、缶類など、家庭内での自己処理が難しい状況となっています。

このような状況に対応するため、今後は容器包装リサイクル法の施行と併せて、新たな方策の導入を検討し、ゴミの減量化を図ってまいりたいと考えています。

当市の最終処分場は、平成8年4月に整備を完了し、供用を行っています。同処分場の用地は、周辺に民家が点在している平坦地にあり、他の自治体施設のように人里離れた場所ではありません

。このため、建設計画の発表時点において、地権者の方々や周辺地区の住民の皆様に、他自治体で稼働している施設や建設中の施設を数十回、視察していただきました。また、埋立後の利用計画についても御説明し、御理解を得たうえで建設工事に着手いたしました。

さらに、建設中においても、遮水シートの接着・強度等の試験に立ち会っていただくとともに、進捗状況等についても逐一報告をしながら、工事を進めてまいりました。供用開始後については、地元自治会による運営委員会を設けて埋立状況、放流水質データの開示や放流水による養魚池の確認等を行っていただいている。

昨今、産業廃棄物処理施設については、様々な問題が生じています。当市においても、平成12年度に公共下水道の一部供用開始を予定していることから、汚泥の処理については今から方策を検討する必要に迫られています。

これまでのような、山奥でしかも周囲を目隠したような施設では、地域の方々の御納得、御理解を得ることはできません。一部の心ない業者によってもたらされたイメージを払拭し、国民共通の課題として廃棄物処理を考え直す機会が到来したといえます。

折しも、県におかれましては、廃棄物対策推進本部、廃棄物問題検討委員会・研究会を発足され、不適正処理対策要綱の基で行政措置、公表等の対応をされると聞き及んでいます。当市といたしましても、この対応については歩調を合わせ、的確な姿勢で事に当たる所存であります。

終わりに当たりまして、貴協会のますますの御発展をお祈り申し上げるとともに、我々自治体の環境行政推進並びに職員の資質向上のために御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

わが町の廃棄物問題とリサイクル対策



山県郡美山町長 長屋益雄

日頃、協会並びに会員の皆様方には、環境保全と処理事業において、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、まちづくりの将来像は「自然と人・産業の調和した生きがい豊かな町」の実現を第四次総合計画の基本構想としています。個性豊かで、夢と希望をもって定住できる地域を創造し、良好な社会生活と地域活性化が調和された環境を創出していくことを目指しています。

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量消費に支えられた社会経済を見直し、廃棄物の減量化と資源化のために、ごみゼロ社会と環境汚染のない居住空間を守るため、町民・事業者・行政の三者が、それぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要かと思います。

環境問題は、現代社会の中で主要な課題となつて大きくクローズアップされてきています今日、廃棄物の適正排出と、その減量化、リサイクル資源の有効利用、生活排水対策の推進、水質汚濁・騒音等の公害問題への対策、環境マナー、モラルの高揚等々、その多様にわたる課題は当町においても例外ではありません。

大量のごみ排出と質的多様化によるごみ処理問題は資源の大量消費につながるとともに深刻さを増してゆくと考えられ、発生の原因となる使い捨て習慣からごみの減量化を進め、平成9年4月より実施される容器包装リサイクル法に基づく分別収集の確実な実施を目指し区長会を中心となって

ごみのりサイクル運動を実施しており、さらに啓発活動を推進しているところであります。

また、廃棄物処理施設の確保は、非常に困難で難しい状況にあり、山県郡で構成する山県郡環境保全センターで埋め立て処理地を確保しており、8年度・9年度において整備事業を実施しているところですが、埋め立て期間は13年間となっております。ごみ排出量の抑制、分別収集の徹底を山県郡全体で考え、リサイクル社会への移行を目指した地域社会が急務と考えております。

当町のごみ収集はステーション方式で区長会を中心となって、可燃・不燃・粗大・ビンの分別を実施しており、可燃ごみは山県郡内有料制で週1回、ボカシを進める会員代表7名が生ごみ堆肥化を推進、学校で生ごみ処理機の導入を実施しております。町内一斉クリーン作戦を実施し町内河川・道路の清掃、特に空き缶などのごみ収集を各種団体による実施や、夏休み期間中には川遊びのマナーの指導等環境パトロール員を設定し定期巡回と収集を行っております。

資源団体収集では、紙・繊維類・空きビン類の再利用できる廃棄物をPTA・保護者会・ボランティア等団体に資源の有効利用促進事業として助成しております。

また、空き缶回収容器での分別収集を県補助事業により導入した「空缶島」により、スチール缶・アルミ缶を分別回収し補助として図書券を補助券として交付しております。

容器包装リサイクル法に対応する事業については、各地区区長会の会合を終え、びんの分別回収に加え、スチール缶・アルミ缶の回収さらにはペットボトル等の分別回収の実施。そのためには、各ステーションの整備、回収容器の配布等地域住民のごみに対する意識を高めつつ、ごみのりサイクル・減量化に町民のご理解をいただきながら実施してゆきたいと思います。

最後に社団法人岐阜県環境保全協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健康ご活躍を祈念いたしております。

第15回通常総会を開催 平成9年度の事業計画・予算を決定



第15回通常総会

第15回通常総会が去る3月27日に「サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）」で本間泉岐阜県衛生環境部長、古川利雄岐阜県議会議員ほか多数の来賓ご臨席のもとに盛大に開催されました。

総会では小瀬理事長が、次のとおりご挨拶を申し上げました。

小瀬理事長挨拶

本日、ここに第15回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは誠にありがとうございます。

今や、環境問題は、地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊等地球的規模で考えなければならない時代にきており、世界各国の取組みも高まり、国民の認識も深まってきております。本協会が事業とする産業廃棄物処理につきましては、処理施設確保の状況にあるなかで、御嵩町における産業廃棄物処分場の建設に対する住民の反対運動は激し

さを増し、建設の賛否を問う全国初の住民投票が行われようとしております。

また、処理施設の不足、不心得な業者による廃棄物の不法投棄等の不適正処理の発生をみており、産業廃棄物を取巻く状況はきわめて深刻なものとなっており、経済の生産体勢をゆるがしかねないものとなっております。

こうした状況下で、国

におかれましては2月13日に厚生大臣より生活環境審議会長あてに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について」諮問され、これに基づき、今国会に同法改正案が提出されることになりました。この改正法律案要綱では、産廃処理施設の設置申請にあたっては処理業者の生活環境影響調査の結果を添付すること、都道府県は申請書を一ヶ月間住民に縦覧すること、関係市町村長から意見を聞くこと等々が大きく前進することと期待するものであります。

一方、県当局におかれましては、こうした問題に対処するため、平成8年11月には岐阜県産業廃棄物問題検討委員会を設置され、各界有識者を交えて総合的な廃棄物問題について検討がなされているところであります。また、平成9年度から廃棄物対策行政を強化、推進するため環境局を新設される等、廃棄物対策、リサイクル、環境保全等の課題に対応するための施策の推進が期待されます。さらに、岐阜県地球環境村推進構想の推進母

体として昨年発足しました「財団法人地球環境村ぎふ」の事業も着実に推進され、産業廃棄物処理施策が新たな段階へと大きく進展しておりますことは誠に喜ばしいかぎりでございます。

こうした状況のなか、我が協会におきましては県・市町村を始め関係各位のご指導のもと、新しい時代に向けて当協会の果たすべき役割、今後の在り方についてどうあるべきかにつき、鋭意検討して参ったのですが、3月25日に開催しました理事会におきまして、当協会は「産業廃棄物業界主体の団体として新しく組織を改めることが今後の在るべき姿である。」との方向を得ましたので、理事会と致しましては、今後、次回総会を目指し新しい組織として発足出来ますよう検討をしていきたいと思います。会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日の総会は、平成9年度の事業計画、一般会計予算及び岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算のご審議をお願い致すものですが、只今申し上げましたように新しい組織に移行するときには、事業計画、予算等も改めてご提案を申し上げご審議賜ることとなります。本日の議案は現行のままで諸事業をご提案しておりますことをご了承賜り、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

産業廃棄物対策基金の造成につきましては、設立当初の目標であった10億円達成を目指して、県・市町村のご助力を得ており、業界拠出分につきましては平成8年度から3年計画で、処理業者、排出事業者の方々に対しご協力をお願いして参る所存でございましたが、只今、申し上げましたように当協会が新しい組織として発足するよう検討してまいりますので、基金造成の主旨を踏まえ、その中で基金のあり方について検討してまいります。この点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

本日は、この総会の席上におきまして、産業廃棄物関係業務に永年勤続され、また、積極的に業

界育成にご尽力下さいました方々をご顕彰申し上げそのご功労をお讃えいたすことになっております。皆様とともに心からお祝いと感謝を申し上げたいと存じます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝を祈念しましてご挨拶といたします。



ついで、古川利雄県議会議員、本間泉県衛生環境部長から来賓として、ご祝辞をいただき、松野幸昭県議会議長の祝電を披露したあと、産業廃棄物功労者の表彰式、議事と進められました。議事は、小瀬理事長を議長として平成9年度の事業計画、予算等次の議案が慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成9年度事業計画について

第2号議案 平成9年度一般会計予算について

第3号議案 平成9年度岐阜県産業廃棄物対策

基金特別会計予算について

第4号議案 補欠役員（監事）の選任について

功労者の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第15回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。（敬称略）

○永年勤続功労（個人の部）

日本環境㈱代表取締役 田中龍博

サンアース㈱専務取締役 谷脇忠夫

㈱美濃環境保全社代表取締役 林久仁

○関連業界育成等功労（個人の部）

名古屋バルブ㈱安全環境室長 井上鉢吉

岐阜プラスチック工業㈱主査 福繁治

トステム伊吹㈱安全専任課長 小谷皓一

○創意工夫功労（団体の部）

三和建設株式会社

株式会社鈴木組

西濃建設株式会社 西濃アスコン大野センター



田中龍博



谷脇忠夫



林 久仁



井上鉄吉



福繁 治



小谷皓一

(写真のお名前はいずれも敬称略)

第4回理事会を開催

3月7日(金)午前10時から「岐阜県県民ふれあい会館特別会議室」において平成8年度第4回理事会が開催されました。

この理事会では、第15回通常総会に提案する平成9年度の事業計画案と一般会計、産業廃棄物対策基金特別会計の予算案の審議が主な議題で、併せて協会の表彰要綱に基づく平成8年度の優良会

員一致で承認され、事業計画案と予算案については、小瀬議長の指示により県補助金の不交付に、ともなう修正をおこない3月27日開催の第15回通常総会への提案が決定されました。また、優良会員等個人の部で6名、団体の部で3社を表彰することが決定されました。

議案

第1号議案 平成8年度一般会計補正予算について

第2号議案 平成8年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算について

第3号議案 平成9年度事業計画について

第4号議案 平成9年度一般会計予算について

第5号議案 平成9年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算について

第6号議案 補欠役員(監事)の選任について

第7号議案 第15回通常総会の開催について

第8号議案 社団法人岐阜県環境保全協会役員慶弔見舞金規程の一部改正について

第9号議案 平成8年度優良会員等表彰者の選考について

第10号議案 新規加入会員の承認について



第4回理事会

員等の被表彰者の選考が行われました。
提案された議案は下記のとおりで、いずれも全

第5回理事会を開催

3月25日(火)午後6時から「岐阜市萩原南めしや会議室」において平成8年度第5回理事会が開催されました。

この理事会では、第4回理事会において小瀬議長から指示された県補助金の減額に伴う修正をおこない第15回通常総会に提案する平成9年度の事業計画案と一般会計、産業廃棄物対策基金特別会計の予算案の審議が主な議題で、提案された議案は下記のとおりで、いずれも全員一致で承認され、3月27日開催の第15回通常総会への提案が決定されました。また、新規加入会員の申し込みについ

て動議が出され全員一致で承認されました。

議案

第1号議案 平成9年度事業計画について

第2号議案 平成9年度一般会計予算について

第3号議案 平成9年度岐阜県産業廃棄物対策

基金特別会計予算について

緊急議案 新規加入会員の承認について

お知らせ（役員選任）

3月27日開催の第15回通常総会において、平成9年1月5日逝去され欠員となっていた役員（監事）春田文夫氏の後任として日本ウエストン株式会社代表取締役臼井清三氏を選任し、ご就任いただきました。

岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市は、4月1日付発令の定期人事異動の内示を行いました。関係分についてお知らせします。

部長級

| 現職名 | 転入者・補職・氏名 | 転出先・補職・氏名 |
|---------|------------------------|-----------|
| 生活環境部長 | 市民部長 小椋卓 | — |
| 生活環境部参与 | 生活環境部次長 兼環境総務課長 江口弘 | — |

次長級

| 現職名 | 転入者・補職・氏名 | 転出先・補職・氏名 |
|--------------------|---------------|-----------|
| 生活環境部次長 兼環境総務課長 | 環境部環境1課長 後藤豊重 | — |

環境総務課

| 現職名 | 転入者・補職・氏名 | 転出先・補職・氏名 |
|------------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 生活環境部環境総務課企画管理監 兼環境総務課長補佐 | 企画部総合企画課 課長補佐 松山俊博 | — |
| 事務吏員 | 市民部国民健康保険課 事務吏員 林秀行 | 経済部商工課付主任 平井睦宏 (岐阜ファッショングループ派遣) |

| | | | | | |
|----|------|--------|----|----|---------|
| 退職 | 細川法美 | 生活環境部長 | 退職 | 辻弘 | 生活環境部参与 |
|----|------|--------|----|----|---------|

平成9年度事業方針

去る3月27日に開催された第15回通常総会において、平成9年度の事業計画及び予算案が決定されました。

平成9年度において本協会は、次の基本方針に沿って事業を進めてまいります。以下に総会で決定された「平成9年度事業計画」をご紹介します。

基本方針

近年、地球環境の保全等の観点から、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の見直しが求められ、次世代のため環境の保全や貴重な資源の節約を図り、将来にわたる持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換が図られつつあります。

こうした状況の中で産業廃棄物の処理については、排出抑制を図るとともに、これを資源として有効に活用する循環型社会経済システムへの転換を図っていかなければなりません。

このような資源循環型社会の構築のため、本県におきましては全国に先駆けいち早く「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を平成9年度に制定され、リサイクル製品の利用促進を県下一丸となって図っていくこととされております。

しかしくら、リサイクル・減量化を行っても廃棄物が残り、これを適正に処理するためには産業廃棄物の処理施設(最終処分場・中間処理施設)の確保は健全な産業活動や良好な生活環境を維持する上で、必要不可欠なものであります。しかし、これらの処理施設の建設には地域住民の理解が得られず極めて困難な状況をきたしております。

幸い県におきましては、平成7年度末に「財團法人地球環境村ぎふ」が設立され、公共が関与した産業廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが、決定されております。

従いまして、当協会もこれらの事業に全面的な支援をしていく為にも、各市町村や一般県民等に

対し、産業廃棄物の処理に関する正しい知識と深い理解と協力が得られるよう、広報啓発活動を通じ更に積極的に事業展開をして参ります。

なお、「財團法人地球環境村ぎふ」の設立に伴い、当協会が一端の使命を果たした認識にたち、今後は業界主体の団体として新しく組織を改めることが今後のあるべき姿と考え、次回総会を目指し新しい組織として発足できるよう検討して参ります。

事業計画

①組織強化事業

本協会の社会的地位の確立と発展を期すためには、組織活動を拡大強化することが重要でありますので、正会員(処理業者)及び、賛助会員(排出事業者)の加入促進運動を前年度に引き続き展開して参ります。

②調査研究事業

機に応じてアンケート調査等を実施し、会員又は関連業界等の動勢を調査・把握しながら協会活動に反映させます。又、会員の処理技術・知識の向上を期する為、各種研究機関等との連携を深めて参ります。

③教育研修事業

各種研修会等を随時開催して会員の産業廃棄物の適正処理に関する知識修得の機会を設けます。又、処理技術の多様化、高度化に対応するために、会員の要請に応じた専門研修会などを開催します。

また、好評を得ている産廃手帳の1998年度版を、

全会員に配布します。

④相談指導事業

各種相談指導事業を行い、会員及び一般県民等に対し、便宜を供します。

- ・産業廃棄物処理に関する技術指導・各種相談
- ・排出事業者の問い合わせに対する処理業者の紹介
- ・一般県民の産業廃棄物に関する各種相談・苦情処理
- ・その他

⑤普及啓発事業

各市町村や県民等に対し、当協会の事業や産業廃棄物の処理に関する正しい知識と理解を深めて頂く為、日刊紙等への広告掲載やパンフレットの製作・配布等による啓発事業を展開します。

また、キャラバン隊による産業廃棄物不法防止キャンペーンを実施します。

⑥公共関与への支援事業

昨年設置された「財団法人地球環境村ぎふ」が、初期の目的が達成出来るよう、幅広い分野で本協会として出来る支援体制の整備の確立を図っています。

⑦巡回指導事業

パトロール車による自主巡回活動をより積極的に実施します。又、1昨年設置された「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に参画し、県警察本部及び行政機関との連携を一段と深め、不法投棄防止の為のパトロールを行います。

⑧経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の社会的評価を向上させるためには、処理業の経営基盤の強化が急務であることから関連研修会や講習会等を開催します。又、個別の相談事業や情報提供を機に応じて実施します。

⑨情報収集及び会報の発行

産業廃棄物にかかる情報を的確に捉え敏速な伝達に努めるほか、定期的に(4回/年)会報を発行します。又、協会要覧(兼会員名簿)を作成し、関係機関に配布します。

⑩協力交流事業

社団法人全国産業廃棄物連合会、中部地域協議会、並びに関連団体との交流を図り、相互理解・協力を努めます。

⑪表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

⑫その他関連事業

「マニフェストの頒布事業」「厚生大臣認定各種講習会」など、国・県の要請に応えて対処します。又、行政機関の行う関連事業に参画するほか、協会事業への参加・協力を会員に要請し、相互の連携を一層深めていきます。

事務局人事異動

当協会坪内全治専務理事は、本年3月31日付けをもって退職しました。4月1日から財岐阜県公衆衛生検査センター常務理事・企画部長として就任されます。

坪内専務理事は、平成7年4月から2年間在職され、この間格別お世話になりました。心から感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

坪内専務理事退任のことば

短い期間ではありましたが、公私ともに格別お世話になり有難うございました。厚く御礼申し上げます。

皆様の今後益々のご活躍とご発展を心からお祈り申し上げます。

協会だより

第4回広報編集委員会

(1月27日午前10時30分から開催)

- 1 「ぎふ保全協会報第31号」の編集方針について
- 2 平成9年度事業計画（案）について

第3回適正処理委員会

(1月28日午前10時30分から開催)

- 平成9年度事業計画（案）について

第3回研修指導委員会

(1月29日午前10時30分から開催)

- 1 各種講習会支援体制について
新規許可講習会・収集運搬課程開催及び特別管

理産業廃棄物管理責任者講習会開催にともなう支援体制を依頼した。

- 2 平成9年度事業計画（案）について

第4回在り方検討委員会

(1月30日午後1時30分から開催)

第2回総務委員会

(2月4日午前10時30分から開催)

- 1 平成9年度事業計画（案）について
- 2 他委員会の事業計画（案）について
- 3 平成8年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 4 平成8年度第4回理事会開催（案）について

新入会員の紹介

3月7日開催の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

| 社名・TEL | 代表者 | 住所 | 業の区分 | 代表者 |
|---------------------------|---------------|---------------------------|------|--|
| 澤田建材(有) ☎(0584)27-6557 | 代表取締役 澤田伸幸 | 〒503-23 安八郡神戸町北一色996-1 | 収集運搬 |  |

〈賛助会員〉

| 社名・TEL | 代表者 | 住所 | 備考 | 代表者 |
|---------------------------|-----------------|------------------------|----|---|
| 協和物流(株) ☎(0573)26-5518 | 代表取締役会長 高木重年 | 〒509-72 恵那市東野2200-2 | |  |

3月25日開催の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

| 社名・TEL | 代表者 | 住所 | 業の区分 | 代表者 |
|---------------------------|-------------|-------------------------|------|---|
| (有)黒田産業 ☎(058)252-7601 | 取締役 黒田良藏 | 〒501-01 岐阜市南鏡島2-93-3 | 収集運搬 |  |

〈参考〉

| 正会員 | 賛助会員 | 特別会員 | 計 |
|------|------|------|------|
| 180名 | 47名 | 8名 | 235名 |

～みんなでめざそう！住みよいふるさと～
岐阜県環境づくり設立記念大会の開催



1. 趣旨

去る2月24日(月)岐阜県環境づくり県民会議主催による設立記念大会が開催され、県内各界各層を代表する257団体が参加し、県民会議の会員となって、環境問題の解決に向け、自主的かつ積極的に行動していくことを、広く県民にアピールされました。

会員は、大会を通じて環境保全に対する理解をさらに深めるとともに、ごみ減量化・リサイクル推進宣言を採択し、今後、会員傘下の構成員に対し活動方針の周知を図り、それぞれの立場に応じた環境保全活動を積極的に実践していくことを誓いました。

また、記念講演では元パートナーシッププラザ検討委員会の委員を勤められた萩原なつこ氏が企業・県民・行政のパートナーシップによる行動の大切さについて講演され、大会を終了しました。

2. 設立目的

県民会議は、会員である県民団体、事業者団体、行政（市町村・県）が、それぞれの立場に応じた環境保全に関する取組を自主的かつ積極的に実践することにより、「健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出」に貢献することを目的としています。

3. 組織

来賓：県議会議長、県環境審議会会长

役員：会長…知事

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 副会長…3名 | 地域婦人会連合会長 商工会議所連合会長 商工会連合会長 |
| 理 事…28名 | 県民団体、事業者団体 行政 |
| 会員：226名程度 | 県民団体、事業者団体、 市町村、県 |

4. 活動方針

会員は、大会で確認した活動方針に従って、それぞれの立場に応じた環境保全に関する取組を自主的かつ積極的に行います。

活動方針については、緊急の課題である廃棄物問題など身近な環境を保全及び創出するため、当面、次のとおりとします。

- 方針1 ごみ減量化及びリサイクルの推進
- 方針2 環境美化の推進
- 方針3 ブルーリバー作戦の展開
- 方針4 大気環境木の植栽

5. その他

(1) 会員加入

趣旨に賛同し、県内で活動する県民団体、事業者団体は、会員として加入できます。加入に当たっては、次の問い合わせ先での入会手続きが必要です。

〈問い合わせ先〉 岐阜県衛生環境部環境管理課

企画係

電話 058-272-1111 内線2565

FAX 058-271-5719

(2) テーマ

私たちのふるさと岐阜県において、県民団体、事業者団体、行政が一体となって「健康に良い豊かで快適な環境」を実現するため、「みんなでめざそう！住みよいふるさと」をテーマとしています。

(3) 県民会議の事業

県民会議は、会員の活動を支援するため、次の事業が予定されています。

- ①理事会の開催
- ②推進大会の開催
- ③普及啓発等の実施

先端技術学術講演会開催

1月24日午後1時30分から、大垣市「ソフトピアジャパンセンター」において岐阜県保健環境研究所主催による先端技術講演会が開催されました。講師には大垣女子短期大学学長(当協会理事長)

小瀬洋喜先生が「産業廃棄物のリサイクル」、京都大学大学院工学研究科教授宗宮功先生が「都市水環境の再生」をテーマにそれぞれ講演されました。当協会からも会員、役員等が受講しました。紙面の都合により小瀬学長の講演要旨をご紹介します。

産業廃棄物のリサイクル

小瀬 洋 喜 (大垣女子短期大学学長)

わが国は、世界に例を見ぬほどの急速な経済成長を遂げました。科学技術の進歩を基盤とする新製品の開発を次々と行い、生産の合理化によって価格の低廉化を図って大衆購買力に対応するとともに、デザインの更新によって同一製品の貢献購買意欲を刺激するなどして、大量生産・大量販売をすすめたことがこの成長をもたらしたのでした。そしてこの経済発展メカニズムを精神的に支えるために「消費は美德」との生活感覚の普遍化もすすみました。



これによって、大量生産はさらに生産量向上への道を開くことになりました。海外との技術提携、国内の空洞化、国際経済競争力の弱体化によって経済活動の停滞が見られると、生産・消費を刺激する策が実施されてきました。

大量生産・大量販売は大量消費・大量廃棄を当然の帰結としてもたらすことになります。こうした景気対策によって経済の活性化が図られ大量消費が続くかぎり、廃棄物の量は限りなく増大します。

廃棄物処理が環境対策の最重要課題であると認識され、その処理体系を確立しようとしたとき、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに法的に分別しました。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定めるものとし、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としま

した。事業活動によって生ずる廃棄物として定められた産業廃棄物の中に、下水道終末処理場で生ずる汚泥も含まれています。産業廃棄物の量は生産活動の活発化とともに増大するのみでなく、下水道普及率の向上によっても増大します。岐阜県がすすめている全県下水道化構想によって発生量の増大は全県下に拡大します。

岐阜県における産業廃棄物の年間発生量は、農業系1,254,000トン、産業系5,051,000トンと推計されています。農業系廃棄物の99.9%は家畜糞尿であり、オガ粉処理などによる発酵処理により、92.8%が資源化されています。産業廃棄物発生量の半分以上は汚泥であり、産業系での資源化率は29.3%に過ぎず、18%は最終処分場で埋立て処理をされています。しかし、最終処分場の残存容量は次第に少くなり、このままで産業廃棄物の処理が不可能になります。産業活動を行うことも、下水道での汚水処理を行うことも出来なくなります。廃棄物対策に取って最も大事なことは、発生量を抑制すること、そして再資源化をすすめることです。再資源化の道はまだ開発の途上にありますが、大きく進展しています。岐阜県下の現状から、今後の方向を考える示唆となればと願っております。

《講 師》 小瀬 洋喜 (おせ ようき)
大垣女子短期大学学長

岐阜薬科大学教授、岐阜市立女子短期大学学長などを歴任。中央環境審議会専門委員、環境庁生体影響検討会委員、岐阜県環境審議会会长代理、岐阜県公害審査会委員のほか、(社)岐阜県環境保全協会理事長、(財)地球環境村きふ副理事長。

環境庁地域環境保全功労者表彰、日本水環境学会功労賞、日本薬剤師会功労賞、文部大臣表彰などを受賞。

シンボルマークが決まりました！ 財団法人地球環境村ぎふ

「財地球環境村ぎふ」のアイデンティティ確立と、募集を通じ「地球環境村ぎふ」のイメージ浸透を図る目的で、シンボルマークを昨年10月から12月まで、県広報誌、新聞広告、公募雑誌等を利用して広く募集したところ、県内・県外、老若男女を問わず幅広い層から多数の応募をいただきました。

その後審査会が開催され、厳正に選考が行われた結果、最優秀賞には、長野県長野市の「塙田修市」氏の作品が選定され、過日、理事会の議決を経て財団のシンボルマークに決定されました。

当面は、封筒、署名、名刺等への刷込をはじめ、財団のイメージ啓発に活用し、今後も、21世紀を展望した廃棄物処理・リサイクルのリード役を担う当財団の「顔」として地球環境村の建設、運営にあたり、幅広く活用することを予定しております。

シンボルマーク

- これは、環境問題に取り組む手です。
- 1本立てた指は「日本一住みよいふるさと岐阜県」を表しています。
- 白抜きの円は、地球環境村の手の中で美しくなる地球を表しています。

応募総数 920点 (578人)

都道府県数 (応募者住所) 44

応募者最高年齢 89歳

応募者最低年齢 10歳

審査委員長 加藤周三(グラフィックデザイナー)
委員 後藤玲子(岐阜地区市民生活協同組合顧問)
委員 正村美里(岐阜県美術館学芸員)
委員 広田忠則(岐阜県衛生環境部次長)
委員 村木光男(財)地球環境村ぎふ副理事長



環境問題に取り組む手です。

指を一本立てて、「日本一住み良いふるさと岐阜県」と、「日本一の環境問題財団」をアピールしています。

白抜きの円は、「地球環境村ぎふ」の手で、廃棄物が無駄なく処理され、資源が活用されてきれいになる地球です。

〒381 長野県長野市穂保123
塙田修市 45歳 自由業

「西濃リサイクル工業会」が発足

県の廃棄物リサイクル五原則の方針に沿って、建設廃材を中心としたリサイクル事業に努める企業グループ「西濃リサイクル工業会」(会長国枝実氏)・旦鳥鉱山(株)社長)が発足した。

同工業会は、建設事業に伴って発生するコンクリート塊やアスファルト塊等を碎石に製造する業者のグループで、会員は13社。

会長以下の役員は次の皆さん。

△副会長伊藤春夫=伊藤建工(株)社長、田中一郎=日本環境(株)会長、△幹事渡辺裕幸=丸文工業(株)社長、会計川合功一=(有)三見開発社長、△監査木村虎男=(株)研木村社長

訃報

当協会役員(監事)春田文夫氏ご逝去



当協会役員(監事)春田文夫氏(株式会社春田ケミカル代表取締役)は、平成9年1月5日、急性心不全で逝去されました。享年60歳でした。

春田氏は、平成5年6月から監事として協会の発展に多大のご尽力をされました。心から感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

特別管理産業廃棄物処理業の許可をお持ちの皆さまへ

特別管理産業廃棄物処理業に関する
更新許可講習会のお知らせ

平成9年度より、厚生大臣認定の「特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」が開催されます。

許可期限が近づいている方は、お早めに本協会までお申し込みください。
岐阜県の日程は、下記のとおりです。

《期日》 特別管理産業廃棄物 更新許可講習会

・収集運搬課程 平成9年9月17日（水）

・処分課程 平成9年9月17日（水）～18日（木）

《定員》 120名

《場所》 岐阜市薮田南「岐阜県県民ふれあい会館」

《問い合わせ・申込み》 社団法人岐阜県環境保全協会

T E L 058-272-9293

その他の講習会開催日程

産業廃棄物 新規許可（収集運搬課程）平成9年8月27日～28日

更新許可（収集運搬課程）平成9年8月29日

特別管理産業廃棄物管理責任者 平成9年9月19日

岐阜県人事異動（関係分）

岐阜県は、4月1日付発令の定期人事異動の内示を行いました。関係分についてお知らせします。

部長級

| 現職名 | 転入者・補職・氏名 | 転出先・補職・氏名 |
|----------|---------------|-----------|
| 環境局長（新設） | 飛騨県事務所長 川瀬 雅信 | — |

次長級

| 現職名 | 転入者・補職・氏名 | 転出先・補職・氏名 |
|------------------------------|-------------------|-----------|
| 衛生環境部次長兼環境局次長（新設） | 衛生環境部次長 沼波 豊 | — |
| 衛生環境部参事（地球環境村ぎふ派遣・専務理事兼事務局長） | 地方自治大学校 呉玉 紘三副大校長 | — |

廃棄物対策課（4月1日付環境整備課課名変更）

| 現職名 | 転入者・補職・氏名 | 転出先・補職・氏名 |
|------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 廃棄物対策課長 | 消防防災課長 小野崎 弘樹 | 環境管理課長 衣斐 昭彦 |
| 総括課長補佐 | 土岐県事務所 総務課長 河合 清明 | 水道事業課総括課長補佐 兼庶務係長 長尾 志朗 |
| リサイクル推進室長（新設）兼総括技術課長補佐 | 総括技術課長補佐 小川 宗治 | — |
| 廃棄物総合対策係長 | 可茂県事務所主査宗宮 康浩 | 岐陽高校事務長 高木 裕之 |
| 技術課長補佐兼一般廃棄物係長 | 大垣保健所技術課長補佐 兼環境衛生係長 清水 誠 | 可茂保健所技術課長補佐 兼環境衛生係長 日比野 仁 |
| 技術課長補佐兼産業廃棄物係長 | 産業廃棄物係長 磯貝 義博 (技術課長補佐に昇任) | — |
| 課長補佐（増員） | 警察本部 生活保安課警部 児山 正典 | — |
| 技術主査 | 生活衛生課主任技師 大坪 敬明 (技術主査に昇任) | 浄水公社派遣技術主査佐伯 秀紀 |
| リサイクル推進担当技術主査（新設） | 伊奈波保健所技術主査 長瀬 雅信 | — |
| 地球環境村担当主査（新設） | 郡上県事務所庶務係長 所 博文 | — |
| 技術主査（欠員補充） | 医療整備課技術主査 児山 知典 | — |
| 技師 | 木曾川右岸流域淨水事業事務所技師 豊田 博正 | 岐阜土木事務所 技術主査（昇任）伊藤 昌志 |
| 主任（定数増） | 飛騨県税事務所益田出張所主事（主任に昇任）桂川 隆弘 | — |
| 主任（定数増） | 会計課主事 中島 信行 (主任に昇任) | — |

| | | |
|------|-------|---------|
| 依頼退職 | 広田 忠則 | 衛生環境部次長 |
|------|-------|---------|

お願い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業にお

ける廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字数 400~800字程度
2. 宛先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

第15回通常総会も終わり会員の皆様にはなにかとお忙しい日々をお過ごしの事と思います。日一日と暖かくなり、桜よりも開かれる今日この頃です。

理事長が総会のご挨拶で申されたように、処理施設の確保難と処分場建設に対する住民の反対運動は激しさを増し、処理施設の不足は不法投棄等不適正処理が発生し、産業廃棄物を取り巻く状況はきわめて深刻なものとなっております。

産業廃棄物処理にたずさわる私達には益々きびしい年になるものと思われます。こうした状況下で、今国会に廃掃法改正案が提出され、県におか

れても新しく環境局を新設される等、こうした施策に対し大いに期待をしております。

これも時の流れ、先の見えぬ経済状態の中での環境保全のための投資は一企業の努力だけでは何とも解決できないことがたくさんあります。こんな時こそお互いに協力しあい波を乗り越え明日に向かい頑張っていきたいと思います。広報編集委員会では会員、ご関係各位のご意見を真摯に受け止め、より親しまれる協会報にしていきたいと考えております。

(野村清晴)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 川合 清和

野村 清晴

野々村 清

中尾 勝

坂井 修

大藤 正幸

■広告掲載社名

コマツ岐阜㈱／中部キャタピラー三菱建機販売㈱
西濃リサイクル工業会

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

西濃リサイクル工業会

会長 国枝 實
副会長 伊藤 春夫
“ 田中 一郎
幹事 渡辺 裕幸
会計 川合 功一
監査 木村 虎男

私たちは、建設事業に伴って発生するコンクリート塊・アスファルト塊等を
碎石に製造する業者が集まって会を発足させました。再利用によって、尊い資
源を生かし、「岐阜県を日本一美しくする」というのが、活動の趣旨です。

何卒よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

会 員

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 西濃建設株式会社 | 〒501-06 捐斐郡捐斐川町三輪1159-8 |
| 株式会社土屋組 | 〒503-12 養老郡養老町釜段字新開468 |
| 丸文工業株式会社 | 〒503 大垣市小泉町432 |
| 旦鳥鉱山株式会社 | 〒501-06 捐斐郡捐斐川町上野2178-2 |
| 伊藤建工株式会社 | 〒503-13 養老郡養老町飯田1333 |
| 有限会社大伸 | 〒501-05 捐斐郡大野町上磯590-2 |
| 株式会社谷汲碎石 | 〒501-13 捐斐郡谷汲村名礼橋角1265 |
| 日本環境株式会社 リサイクル事業部 | 〒503 大垣市三塚町1272 |
| 有限会社三晃開発 | 〒503 大垣市小泉町380 |
| 株式会社研木村 | 〒503 大垣市新田町5-22 |
| 株式会社東海リード | 〒501-05 捐斐郡大野町野501 |



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成9年3月31日発行 第31号
編集発行 社団法人 岐阜県環境保全協会
理事長 小瀬洋喜
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社